

# 報 道 資 料

平成24年11月2日

会計局会計課  
担当：橋 川  
Tel：0742-22-1101 内線 4722  
土木部企画管理室  
担当：三 宅  
Tel：0742-22-1101 内線 4124

## 所得税の源泉徴収不足額の納付について

### 1 経 緯

- 本年9月に、吉野土木事務所が吉野税務署の税務調査を受け、その結果、個人営業の測量士、土地家屋調査士等への委託料の支払の際に源泉徴収がされていない事案が判明した。
- 土木部からの報告を受け、会計局において、調査項目を個人に対して支払うべき際に源泉徴収すべき項目すべてに広げたうえで、全所属に対して「所得税の源泉徴収状況調査」を実施した。

### 2 税務調査及び自主調査の概要

#### (1) 税務調査

(調査対象)

吉野土木事務所

(調査期間)

9月21日、26日、28日

(調査内容)

県が委託等により個人事業主である測量士、土地家屋調査士等に対して支払った「報酬・料金」についての源泉徴収状況

(調査対象期間)

平成19年9月1日～平成24年8月31日（支払分）

#### (2) 所得税の源泉徴収状況調査（自主調査）

(調査対象)

本庁各所属及び各出先機関

(調査期間)

平成24年10月5日～19日

(調査内容)

県が支払った「報酬・料金」等についての源泉徴収状況

(調査対象期間)

平成19年10月1日～平成24年9月30日（支払分）

### 3 納付等の対応

○吉野土木の税務調査分は、税務署からの「納税告知」（平成24年10月31日付け）を受け、直ちに納付した。（10月31日）

○自主調査分については、源泉徴収不足額を「自主納付」する。（11月5日予定）  
また、延滞税及び不納付加算税については、額の確定後納付する。

○該当事業主等に対し、源泉徴収すべきであった所得税相当額の県への返還を請求する。

#### 【 納付額 】

##### (1) 税務調査分（吉野土木事務所）

源泉徴収不足額	不納付加算税	延滞税	合計	件数
26,451,761円	2,626,000円	1,027,800円	30,105,561円	77件

##### (2) 自主納付分

源泉徴収不足額	不納付加算税	延滞税	合計	件数
34,366,548円	1,554,000円	1,330,000円	37,250,548円	532件

※不納付加算税、延滞税については11/5納付を想定した県の試算値です。

##### (1) + (2)

源泉徴収不足額	不納付加算税	延滞税	合計	件数
60,818,309円	4,180,000円	2,357,800円	67,356,109円	609件

### 4 源泉徴収漏れが発生した原因

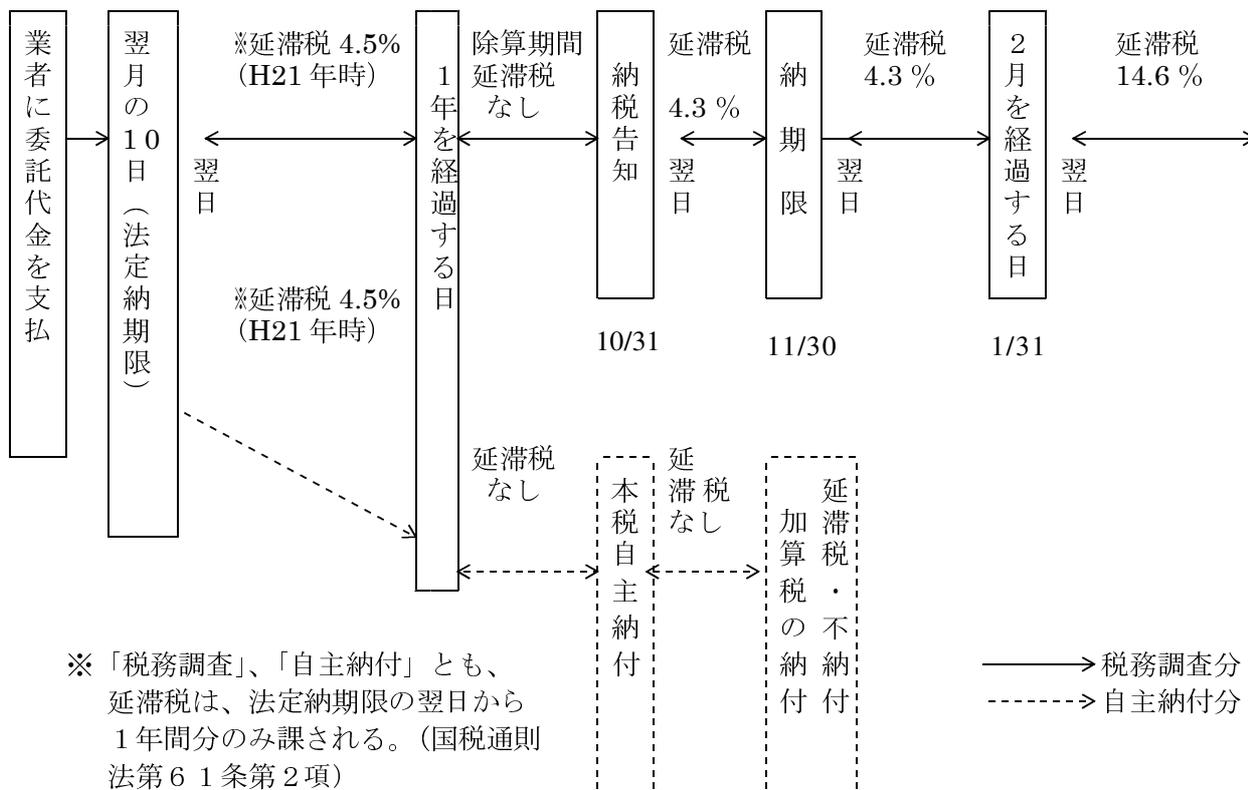
- 個人事業主を、事業所名などから源泉徴収の必要がない「法人」と誤認した。
- 講演会等の報償費と旅費を支出する際、旅費は費用弁償であるから源泉徴収不要と誤認した。
- 源泉徴収制度の個々の事案に対する職員の知識が不足している。

### 5 再発防止策

- 職員に対する会計事務研修などによる源泉徴収制度の周知徹底を図る。
- 会計局や主管課の審査事務におけるチェックを強化する。（本庁）
- 会計局が実施する会計実地検査におけるチェックを強化する。（出先機関）

【参考】

延滞税について



【用語の説明】

源泉徴収制度	所得税は、所得者自身がその年の所得金額とこれに対する税額を計算し、これらを自主的に申告して納付する、いわゆる「申告納税制度」が建前とされているが、これと併せて講演料や弁護士等の業務に関する「報酬・料金」などの特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する制度が採用されている。
源泉徴収義務者	源泉徴収制度において所得税を源泉徴収して国に納付する者をいう。県においては、それぞれの所属が源泉徴収義務者となっている。
源泉徴収をした所得税の納付	源泉徴収の対象となる所得を支払った翌月10日までに納付しなければならない。 ○延滞税：税金が定められた期限までに納付されない場合には、法定納期限の翌日から納付する日までの日数に応じて、利息に相当する額が課される。 平成24年 年率4.3%      平成23年 年率4.3% 平成22年 年率4.3%      平成21年 年率4.5% 平成20年 年率4.7%      平成19年 年率4.4% ○不納付加算税：源泉徴収した税金を期限内に納めなかったときに課される。税務調査分（10%）、自主納付分（5%）